

大阪府移動支援従事者養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
第1章 総則 (略)	第1章 総則 (略)
第2章 事業者の指定等	第2章 事業者の指定等
第4条 (略)	第4条 (略)
第5条	第5条
1 (略)	1 (略)
2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。	2 知事は、前項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定を行わない。
(1) から (2) (略)	(1) から (2) (略)
(3) イ から ロ (略)	(3) イ から ロ (略)
<u>ハ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u>	<u>ハ「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者</u>
ニ (略)	ニ (略)
(4) から (9) (略)	(4) から (9) (略)
第6条	第6条
1 (略)	1 (略)
2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) から (5) (略)	(1) から (5) (略)
<u>(6) 使用印鑑届(修了証明書に使用する印鑑)</u>	<u>(6) 印鑑証明書の原本(実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出)</u>
<u>(7) 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u>	<u>(7) 研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書</u>
(8) から (14) (略)	(8) から (14) (略)
3 から 4 (略)	3 から 4 (略)
第6条の2	第6条の2
1 (略)	1 (略)
2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 研修事業に関する事項	(1) 研修事業に関する事項
<u>イ 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」</u>	<u>イ 研修の収支予算及び向こう2年間の財政計画</u>
ロ から チ (略)	ロ から チ (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
第3章 研修事業の実施 (略)	第3章 研修事業の実施 (略)
第4章 研修事業の廃止 (略)	第4章 研修事業の廃止 (略)
第5章 指導及び調査 (略)	第5章 指導及び調査 (略)

改正後	改正前
<p>第6章 その他（略）</p> <p>附 則 （施行期日等） この要綱は、平成19年7月9日から施行する。</p> <p>（経過措置） 次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前までに」と読み替える。</p> <p>(1) 平成19年10月31日までの間に研修を開始する場合 (2) 大阪府外出介護従業者養成研修事業者指定要綱に基づき指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者が、平成20年3月31日までの間に研修を開始する場合（この場合において、知事は第6条第2項に掲げる書類のうち一部の提出を省略させることができる。）</p> <p>附 則 （施行期日） この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） この要綱は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u> <u>1 この要綱は、令和3年5月20日から施行する。</u></p> <p>別表（第3条第4項関係）（略）</p>	<p>第6章 その他（略）</p> <p>附 則 （施行期日等） この要綱は、平成19年7月9日から施行する。</p> <p>（経過措置） 次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の規定中、「当該研修事業における研修を開始する60日前までに」を「当該研修事業における研修を開始する30日前までに」と読み替える。</p> <p>(1) 平成19年10月31日までの間に研修を開始する場合 (2) 大阪府外出介護従業者養成研修事業者指定要綱に基づき指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者が、平成20年3月31日までの間に研修を開始する場合（この場合において、知事は第6条第2項に掲げる書類のうち一部の提出を省略させることができる。）</p> <p>附 則 （施行期日） この要綱は、平成19年8月1日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） この要綱は、平成23年10月1日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。</p> <p>附 則 （施行期日） 1 この要綱は、令和元年7月30日から施行する。</p> <p>別表（第3条第4項関係）（略）</p>